

投資用不動産特別相談窓口の開設

特徴

- 必要に応じて、弁護士の無料相談を紹介
- 宅地建物取引業法違反の疑いがあるものは、調査を実施
- 東京都消費生活総合センターと連携



開設日

令和7年4月7日（月）

詳細は住宅政策本部
HPに掲載

電話

03-5320-5071（平日 9:00～17:30）

窓口

都庁第二本庁舎3階北側 住宅政策本部不動産業課

平日 10:00～12:00、13:00～16:00
（電話による事前予約制）